

## 課題に対する検証結果について（案）

No. 1	第5条（会派）	提出者：自民党
提出者の 解決策①	議会活動を円滑に実施するための理念・政策等を共有する議員をもって構成する旨を明確にする。	

### 《条例の改正を行うべきとの意見》

自民党 （提出者）	現状記載のある「政治的信条の共有」だけでは、会派内での政策決定過程における統一行動を促し円滑な議会活動をはかることが難しい。そのため、理念、政策を共有し、議会での態度表明の統一に努める旨の記載を追記する。
公明党	趣旨は理解できるので、賛同する。前回の作業部会でも提案者より説明があったが、議会運営を円滑に進めるという観点からみても、表決態度は同じであるほうが好ましい。 現行の議会基本条例第5条2項にもある通り、同一の政治的信条を共有し、かつ議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとあるように構成する旨を明確にしていくことは大事である。

### 《現状を維持すべきとの意見》

共産党	条文にすでに規定されているため。
民主クラブ	議会基本条例 第5条の第2項「会派は、同一の政治的信条を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする議員をもって構成するものとする。」の記載で十分意図は満たされている。



### 《検証結果》

上記のとおり各会派から活発な意見交換があり、その結果、現行の条例の趣旨に則り適切に運用していくことを確認した。

No. 1	第5条（会派）	提出者：自民党
提出者の 解決策②	幹事長会に出席して交渉できる会派の構成人数を条例で規定する必要がある。通常は、議席数の10%である。	

#### 《条例の改正を行うべきとの意見》

自民党 (提出者)	改選期ごとに交渉会派の人数が違っては、議会としての一貫性を欠く印象を与える。現状規定のない人数について、あるいはパーセンテージについて、規定する必要がある。例えば議案提出権の「12分の1」を根拠とし、本議会で言えば4人以上と定めるなどの考え方ができる。
--------------	--

#### 《現状を維持すべきとの意見》

公明党	地方自治法第112条では、「議会に議案を提出するに当たっては、議員定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない」と規定されている。この規定により、議員定数が46名である板橋区議会においては、4名以上の議員の賛成により議案を提出することができる。このことから、交渉会派の人数については、これまでどおり4名以上とするのが妥当である。
共産党	現状通り、改選期ごとに会派の構成をふまえ決定することが望ましい。また、「通常は、議席数の10%」の根拠は不明である。
民主クラブ	交渉会派の構成人数はこれまで幹事長会や議員総会で決定しており、議会の慣行を尊重すべきであり、改めて規定する必要はない。交渉会派の人数は各区によって様々であり、10%が一般的とはいいがたく、現状の4名を維持すべき。



#### 《検証結果》

上記のとおり各会派から活発な意見交換があり、その結果、現行の条例の趣旨に則り適切に運用していくことを確認した。
---

No. 2	第 8 条（情報公開の推進）	提出者：共産党、民主クラブ
提出者の 解決策	【共産党】 前回の検証でも課題として示されているように、インターネット中継の拡充や情報公開を進めるべきである。	
	【民主クラブ】 第 8 条第 2 項の多様な広報手段として、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、予算・決算分科会のインターネット中継の実施について検討する必要がある。	

#### 《インターネット中継の拡充や情報公開を進めるべきとの意見》

共産党 (提出者)	音声の公開など費用をかけずにどのような形でなら情報公開ができるのか議論をしていく必要があると考える。
民主クラブ (提出者)	第 8 条第 2 項に「多様な広報手段を活用するよう努めなければならない」という規定があることや、議会報告会をオンラインで実施したことを考慮すると、前向きに検討すべきである。

#### 《現状を維持すべきとの意見》

自民党	前回、提案会派から「コロナの影響」への言及もあったが、議会の ICT 化及び情報公開検討部会において、すでにコロナの状況を踏まえ、なおかつ経費についても検討した上で答申がなされ、議会運営委員会において「現段階での実施は見送ることとする」と決定しており、その後の変化もないため、考え方も変わらない。
公明党	議会の ICT 化及び情報公開検討部会にて検討した結果、ライブ中継・録画による映像中継は、費用対効果等の面から困難であり、現段階での実施は見送ることが妥当であると結論付けている。よって、当該検討部会の答申のとおり、庁舎改築が計画された際などに、導入を検討してみてはどうか。



#### 《検証結果》

現行の条例の趣旨に則り情報公開の推進に努めることとし、インターネット中継の拡充については、時機を見定めるものとした。

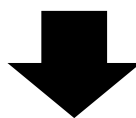
No. 3	第 11 条（多様な意見及び要望の把握）	提出者：共産党
提出者の 解決策①	請願・陳情者による説明の機会を設けるための規定の運用について検討すべき。	

《規定の運用について検討すべきとの意見》

共産党 (提出者)	提出者に希望を確認するという形に変更することが、制度の活用につながると考えている。
--------------	---

《現状を維持すべきとの意見》

自民党	現状でも、説明機会の付与に関する申合せがあり、委員会の判断で実施可能となっているため。
公明党	現行のままで良い。請願者・陳情者による説明の機会付与の取り決め（運用ルール）の有無に関しても、委員会が必要と認めた場合に実施できるとあるので、現状の運用で問題はない。
民主クラブ	現状ですでに運用ルールは定められており、委員会が必要と認めた場合には実施できることとなっている。必要と認められる際には実施していくべき。



《検証結果》

現状の規定でも実施可能であり、引き続き、委員会が必要と認めた場合に制度を活用していくことを確認した。
--

No. 3	第 11 条（多様な意見及び要望の把握）	提出者：共産党
提出者の 解決策②	公聴会・参考人制度の活用のための運用を検討すべき。	

《制度の活用のための運用を検討すべきとの意見》

共産党 (提出者)	制度のより一層の活用に向けて課題が生じた際に、改めてルールを考 えることが必要である。
--------------	--

《現状を維持すべきとの意見》

自民党	現状でも会議規則に手続き規定があり、委員会の判断で実施可能とな っているため。
公明党	現行のままで良い。公聴会制度については、原則として「公募」の上、 議会において決定するとある通り、必要であれば議会に諮り決定すれ ば良い。 また、参考人制度に関しても、必要があると認める時に参考人の出頭 を求められるとあるので、現行のままで良い。
民主クラブ	現状の運用ルールで実行可能であり、必要と認められる際には実施し ていくべき。



《検証結果》

現状の規定でも実施可能であり、引き続き、委員会が必要と認めた場合に制度を 活用していくことを確認した。
--